

徳島県告示第五百四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条の二第一項（同法第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）及び第七条の二第一項（同法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定確認検査機関として次のとおり指定した。

令和二年九月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 名称及び住所

株式会社とくしま建築住宅センター

徳島市川内町平石住吉一 九番地五

二 指定の区分

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第十五条第一号、第二号及び第九号から第十四号までに掲げる区分

三 業務区域

徳島県の全域

四 確認検査の業務を行う事務所の所在地

徳島市川内町平石住吉一 九番地五

五 指定した日

令和二年八月十八日

六 指定の有効期間

令和二年九月一日から五年間